

公益財団法人全国商業高等学校協会 主催

## 商業経済検定試験規則

(平成6年5月, 7年5月, 8年5月, 11年5月, 13年5月, 14年5月, 26年2月, 27年2月, 令和2年11月, 4年11月, 5年11月, 6年2月改定, 令和6年4月施行)

- 第1条 公益財団法人全国商業高等学校協会は、商業経済に関する知識および能力を検定する。
- 第2条 検定は筆記試験によって行う。
- 第3条 検定は第1級、第2級および第3級の3種とし、検定を行う科目は「ビジネス基礎」「マーケティング」「商品開発と流通」「ビジネス法規」「ビジネス・マネジメント」とする。  
 第1級 「マーケティング」「商品開発と流通」「ビジネス法規」「ビジネス・マネジメント」のうちいずれか2科目に合格した場合  
 第2級 「マーケティング」「商品開発と流通」「ビジネス法規」「ビジネス・マネジメント」のうちいずれか1科目に合格した場合  
 第3級 「ビジネス基礎」に合格した場合  
 ただし、第1級および第2級の科目は第3級の内容を基礎としたものである。  
 なお、第2級の合格者が第1級を受験する場合、2科目のうち1科目は第2級の合格科目を充てることができる。この措置は第2級合格の年に次ぐ2年以内とし、本人の申請による。
- 第4条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
- 第5条 検定試験は年1回実施する。
- 第6条 検定試験の出題範囲は別に定める。
- 第7条 検定に合格するためには、第1級、第2級および第3級とも100点満点とし、70点以上の成績を得なければならない。
- 第8条 検定に合格した者には合格証書を授与する。また合格証書には科目名を付するものとする。
- 第9条 前条による合格証書は、次の様式とする。

### 様式

第 号
合 格 証 書
第 級
氏名
年 月 日生
本協会主催文部科学省後援第 回
商業経済検定試験において頭書の
級に合格したことを証します
年 月 日
公益財団法人全国商業高等学校協会
理事長 氏 名 ㊟

- 第10条 検定試験受験志願者は、所定の申込手続きを行い、受験料を本協会に納めなければならない。
- 第11条 試験委員は高等学校その他の関係職員がこれに当たる。

## 商業経済検定試験施行細則

- 第1条 受験票は本協会で作成する。受験票は当日持参しなければならない。
- 第2条 試験規則第5条による試験日は、毎年2月第1日曜日とする。
- 第3条 各級の制限時間は次のように定める。第1級、第2級は1科目50分とし、第3級は40分とする。
- 第4条 受験料は1科目 1,300円とする。(消費税を含む)
- 第5条 試験会場では試験委員の指示に従わなければならない。
- 第6条 合格発表は試験施行後1か月以内に行う。その日時は試験当日までに発表する。
- 第7条 検定試験規則第6条による出題範囲は、文部科学省高等学校学習指導要領に準拠する。